

# 【重要】新型コロナウイルス「感染症拡大防止対策事業費」助成金の手続きについて

整備・購入  
の種類

整備・購入の日付

手続き

消耗品※1のみ

4月1日～9月30日に  
購入済み※3

額の確定が必要なので、  
早急に（10月9日頃まで）指定申請書を提出のうえ、  
11月2日までに交付申請も提出してください。

10月1日以降に  
購入予定

助成対象外です。

備品・委託料  
※2を含む

4月1日～8月31日に  
整備済み※3

額の確定が必要なので、  
早急に（10月9日頃まで）指定申請書を提出のうえ、  
11月2日までに交付申請も提出してください。

9月1日～9月30日に  
整備済み

早急にご連絡ください。（TEL0765-23-6195）  
（助成対象とならない場合があります）

10月1日以降に  
整備予定

助成対象外です。

※1 消耗品：マスク、消毒液、除菌シートなど

※2 備品：アクリル板、空気清浄機、換気機能付きエアコン、非接触型体温計など 委託料：営業拠点の消毒作業委託など

※3 食事提供施設は7月16日以降のもの